

平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）に係る事務の執行について

第 3 外部監査の結果 I 外部監査の総括

4. 原価計算（一般廃棄物会計基準）の実施及びその活用状況について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
①ごみ処理原価の公表数値の精査について【廃棄物対策課】（P57） 原価計算結果について、各部門の「委託もしくは組合負担金」に表示される内容に誤りがある。現在、当該項目に表示されている金額は、「収集運搬」部門と「資源化」部門の 2 つであり、それぞれ 31 億 3,057 万円と 1 億 5,426 万円である。前者は、収集運搬の業務委託が集計され、一方、後者はリサイクルセンターの業務委託が集計されている。これに対して、「中間処理」部門及び「最終処分」部門には表示がなされていない。しかし、「中間処理」部門では、清掃工場における様々な業務委託が存在し、それらの中でも新港清掃工場及び北清掃工場における長期責任型業務委託は主要なものとして認識すべきものと考えられる。 また、「最終処分」部門についても、様々な業務委託が存在し、それらの中でも新内陸最終処分場の管理に係る長期責任型業務委託は主要なものとして認識すべきものと考えられる。 環境省のシステムを利用し一般廃棄物会計基準で原価計算を行う場合は、長期責任型業務委託を含めて、運転業務委託等の業務委託は、「公設民営型」の「委託もしくは組合負担金」の欄に入力し、公表用の表示も「委託もしくは組合負担金」に集計することが必要である。 これらの表示区分の誤りは、平成 26 年度以前から続いていたものであるが、その影響額は平成 26 年度において、「中間処理」部門が 30 億 5,294 万円で、「最終処分」部門が 4 億 5,673 万円であった。また、「資源化部門」における表示額は 1 億 5,426 万円（154,258,674 円）であるが、主要な業務委託を合計した金額は、平成 26 年度で 6 億 6,539 万円（665,394,000 円）であり、大きな乖離が生じている。 すなわち、各部門において、少なくともこれら	一般廃棄物会計基準に基づく原価計算においては、長期責任型業務委託等の業務委託を含めて、「委託料もしくは組合負担金」の欄に入力する等、適正に算定した。

の金額を「施設に係る物件費」の額から控除し、「委託もしくは組合負担金」に集計表示すること等の作業が必要である。

一般廃棄物ごみ処理原価計算の算定結果は、『清掃事業概要』に毎年度掲載される原価計算表として公表されており、他団体との比較に利用される場合もある。したがって、金額的にも重要な額であることから、原価計算の実際の算定作業において、従来からの手法を再度見直して、業務委託等の別掲扱いの項目を精査し、業務委託等の金額を正確に算定されたい。